

# 松山空港国際線利用及びパスポート取得の促進に向けた情報発信業務委託仕様書

## 1 目的

旅券法の改正により、令和8年7月からパスポート手数料が引下げられたことを契機に、松山空港国際線のアウトバウンド利用を一層促進することを目的に、県内で放送されるテレビ番組を活用し、就航先の観光情報を広く発信することで、国際線利用者数の維持・向上を図り、ひいては、県民のパスポート取得の促進につなげる。

## 2 事業期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。

## 3 業務内容

次に掲げる要件を満たすテレビ番組の制作・放送を行うこと。

- ① 視聴ターゲット層は、20歳～30歳代の若年者とし、若年者に訴求力のある有名タレント等を1名以上起用すること。
- ② パスポートの取得・更新の方法や、松山空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）等が実施する支援施策を紹介し、パスポートの取得促進につながる内容とすること。
- ③ 松山空港国際線の就航先（ソウル・釜山・台北）のいずれかに渡航し、最新の観光情報（施設・料理・文化など）に関する取材・撮影を行った上で、それらの内容を盛り込むこと。
- ④ 放送エリアは愛媛県内全域とすること。
- ⑤ 本業務にて制作したテレビ番組について、放送前に積極的な告知を行うとともに、テレビ放送のほか、動画配信サイトなど様々な媒体を活用し、効果的な情報発信を行うこと。

## 4 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を提出し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 協議会は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 5 事業の再委託

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会会長の承諾を得なければならない。

## 6 著作権等の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作者人格権を行使できないものとする。

- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (4) 協議会は本仕様書により作成された成果物を公表することができる。この協議会の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。

## 7 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令・条例等を順守し、協議会と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務の実施に際して知りえた秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施により知りえた個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、業務目的を達成するために、より良い手法、技術またはアイデア等があるときは、予算内で可能なものについて、積極的にこれを提案すること。
- (5) 詳細な事業内容については、契約後に協議のうえ変更となる場合がある。協議会の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (6) 本業務に係る一切の経費は、委託金額に含むこと。
- (7) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、協議会と受託者との間で協議のうえ決定すること。